# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 8 | 国民健康保険の資格管理に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 潮来市は，国民健康保険の資格管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 茨城県潮来市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和6年6月28日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 国民健康保険の資格管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、<br>資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税（料）の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>①申請書や届出書に関する確認<br>②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認<br>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。<br>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。 |
| ③システムの名称 | 国民健康保険(資格)システム<br>統合宛名システム<br>国保情報集約システム<br>国保総合システム<br>医療保険者等向け中間サーバー等<br>オンライン資格確認等システム |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 国保資格ファイル<br>国保負担区分ファイル<br>宛名情報ファイル<br>資格情報（個人）ファイル<br>資格情報（世帯）ファイル<br>世帯所得区分情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表の第24、44項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条<br>、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、別表の第69、71項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号） 第71条、第73条<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条8号、別表の第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、144、158項<br>並びに内閣府・総務省令第七号　第4条、第5条、第8条、第15条、第18条、第21条、第26条、第40条、第44条、第50条、第56条、第66条、第71条、第84条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条<br><br>■オンライン資格確認の準備業務<br>番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 市民福祉部市民課 |
| ②所属長の役職名 | 市民課長 |
| **6. 他の評価実施機関** | |
| | |
| **7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求** | |
| 請求先 | 潮来市総務部総務課　茨城県潮来市辻626番地　TEL:0299-63-1111(代表) |
| **8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ** | |
| 連絡先 | 潮来市市民福祉部市民課　茨城県潮来市辻626番地　TEL:0299-63-1111(代表) |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和6年7月1日 時点 |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　500人未満　] ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和6年7月1日 時点 |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　発生なし　] ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

## Ⅳ リスク対策

| | | |
|---|---|---|
| **1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類** | | |
| [ 基礎項目評価書 ] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ○ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[ ]接続しない（入手）** | **[ ]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 [ ] 内部監査 | [ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

## 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>①部署 | 市民福祉部保険年金課 | 市民福祉部市民課 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長 | 保険年金課長　川井　恒夫 | 市民課長　今泉　典子 | 事後 | |
| 平成28年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先 | 潮来市市民福祉部保険年金課　茨城県潮来市辻626番地　TEL:0299-63-1111(代表) | 潮来市市民福祉部市民課　茨城県潮来市辻626番地　TEL:0299-63-1111(代表) | 事後 | |
| 平成27年11月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か | 1万人以上10万人未満 | 1,000人以上1万人未満 | 事後 | |
| 平成29年7月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 国民健康保険法等に基づき，被保険者の届出による資格の得喪・変更等の管理，被保険者証，高齢受給者証，限度額適用認定証，特定疾病療養受療証等の発行，レセプトのチェック・管理，療養費等の給付，統計処理等を行う。<br><br>特定個人情報ファイルは，以下の場合に使用する。<br>①申請書や届出書に関する確認<br>②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認<br>③限度額適用認定証の発行に係る国民健康保険税の納付状況の確認 | 地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。<br>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。<br>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。<br>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。<br><br>番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 | 事前 | |
| 平成29年7月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 国民健康保険(資格)システム<br>被保険者マスタ作成システム<br>統合宛名システム | 国民健康保険(資格)システム<br>被保険者マスタ作成システム<br>統合宛名システム<br>中間サーバー・ソフトウェア<br>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム(＊)」という。）<br>＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 | 事前 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅰ　関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長 | 市民課長　今泉　典子 | 市民課長　長谷川　哲也 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 平成29年9月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年4月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 平成29年9月1日時点 | 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年9月1日 | Ⅰ　関連情報<br>5. 評価実施機関における担当部署<br>②所属長の役職名 | 市民課長　長谷川　哲也 | 市民課長 | 事後 | |
| 平成30年9月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成30年9月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年9月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 平成30年4月1日時点 | 平成30年9月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅳ　リスク対策 | － | 「リスク対策」様式変更に伴う追加 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 平成30年9月1日時点 | 平成31年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 平成30年9月1日時点 | 平成31年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和1年6月30日 | Ⅰ　関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 被保険者マスタ作成システム | － | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年6月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>②事務の概要 | 地方税法、国民健康保険法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。<br><br>・住民の異動届（転入、転出、社入、社離等）、生活保護受給情報による国民健康保険の加入、脱退手続業務を行う。<br>・世帯主からの国民健康保険の基準収入額適用に関する申請書から、所得区分を再判定して高齢者受給証を発行する。<br>・世帯主からの国民健康保険における、一部負担金減額申請書等から、一部負担金の減額、免除、徴収猶予適用の可否判定を行う。<br>・被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。<br><br>番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 | 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に則り、<br>資格の管理・保険証の発行、所得資産の管理・保険税（料）の賦課、レセプトのチェック・管理、療養費等の給付、統計処理等を行う。<br>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。<br>　①申請書や届出書に関する確認<br>　②被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分の判定の確認<br>情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。<br>また、国保連合会における資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務、並びにオンライン資格確認等システムでの被保険者情報の利用のために、国保連合会に被保険者異動情報(資格情報(世帯)ファイル、資格情報(個人)ファイル)を送信する。 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 中間サーバー・ソフトウェア<br>次期国保総合システムおよび国保情報集約システム（以下「国保総合(国保集約)システム（＊）」という。）<br>＊国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバ群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。 | 中間サーバー<br>国保情報集約システム<br>国保総合システム<br>医療保険者等向け中間サーバー等 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅰ　関連情報<br>2．特定個人情報ファイル名 | 国保資格ファイル<br>国保負担区分ファイル<br>宛名情報ファイル | 国保資格ファイル<br>国保負担区分ファイル<br>宛名情報ファイル<br>資格情報（個人）ファイル<br>資格情報（世帯）ファイル<br>世帯所得区分情報ファイル<br>総合窓口システム | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅰ　関連情報<br>3．個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 番号法第9条第1項、別表第一の第16，30項並びに番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条，第24条 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法）　第9条第1項、別表第一の第16、30項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号）第16条、第24条<br>、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和2年6月1日 | Ⅰ　関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | 【情報照会の根拠】<br>番号法第19条7号，別表第二の第42，44項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情<br>報を定める命令第25条，第26条<br>【情報提供の根拠】<br>番号法第19条7号，別表第二の第42項並びに番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を<br>定める命令第25条 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条7号、別表第二の第42、44　項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条、第26条<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br>並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3<br><br>■オンライン資格確認の準備業務<br>番号利用法 附則第6条第4項　（利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 平成31年6月1日時点 | 平成32年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和2年6月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 平成31年6月1日時点 | 平成32年6月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ　関連情報<br>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務<br>③システムの名称 | 国民健康保険（資格）システム<br>総合宛名システム<br>中間サーバー<br>国保情報集約システム<br>国保総合システム<br>医療保険者等向け中間サーバー等<br>総合窓口システム | 国民健康保険（資格）システム<br>総合宛名システム<br>国保情報集約システム<br>国保総合システム<br>医療保険者等向け中間サーバー等<br>オンライン資格確認等システム | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 平成32年6月1日時点 | 令和3年8月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 平成32年6月1日時点 | 令和3年8月1日時点 | 事後 | |
| 令和3年9月1日 | Ⅰ　関連情報<br>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条7号、別表第二の第42、44　項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条、第26条<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条7号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br>並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、別表第二の第42、44　項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条、第26条<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br>並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3 | 事後 | |
| 令和4年7月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 令和3年8月1日時点 | 令和4年7月1日時点 | 事前 | |
| 令和4年7月1日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 令和3年8月1日時点 | 令和4年7月1日時点 | 事前 | |
| 令和5年6月16日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 令和4年7月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事前 | |
| 令和5年6月16日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 令和4年7月1日時点 | 令和5年7月1日時点 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和6年6月28日 | Ⅰ　関連情報<br>3. 個人番号の利用<br>法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表第一の第16、30項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条<br>、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年五月三十一日法律第二十七号）（以下、番号法） 第9条第1項、別表の第24、44項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号） 第16条、第24条<br>、国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | |
| 令和6年6月28日 | Ⅰ　関連情報<br>4. 情報ネットワークシステムによる情報連携<br>②法令上の根拠 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、別表第二の第42、44　項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第25条、第26条<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、9、12、15、17、22、26、27、33、39、42、58、62、78、80、87、93、97、106、109、120項<br>並びに内閣府・総務省令第七号　第2条、第3条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3<br><br>■オンライン資格確認の準備業務<br>番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | ■情報照会の根拠<br>番号法第19条8号、別表の第69、71項<br>並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号）（以下、内閣府・総務省令第七号）第71条、第73条<br><br>■情報提供の根拠<br>番号法第19条8号、別表の第2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、144、158項<br>並びに内閣府・総務省令第七号　第4条、第5条、第8条、第15条、第18条、第21条、第26条、第40条、第44条、第50条、第56条、第66条、第71条、第84条、第89条、第113条、第117条、第127条、第133条、第139条、第143条、第147条、第160条<br><br>■オンライン資格確認の準備業務<br>番号利用法 附則第6条第4項 （利用目的：情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）、並びに国民健康保険法　第113条の3　第1項及び第2項 | 事前 | |
| 令和6年6月28日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>1. 対象人数<br>評価対象の事務の対象人数は何人か　いつ時点の計数か | 令和5年7月1日時点 | 令和6年7月1日時点 | 事前 | |
| 令和6年6月28日 | Ⅱ　しきい値判断項目<br>2. 取扱者数<br>特定個人保護情報ファイル取扱者数は500人以上か　いつ時点の計数か | 令和5年7月1日時点 | 令和6年7月1日時点 | 事前 | |